

内外知的財産権ニュース

2015年6月

地理的表示の保護について

本6月1日から「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」(略称: 地理的表示法)が施行され、地理的な表示が保護されることとなった旨が新聞等でも報じられました。この制度は私たちが日頃話題としております商標保護制度とは相違しますが、広い意味での知的財産権の保護制度であり、地域団体商標保護制度ともやや近似しますので、その概要をご説明します。

・保護対象

1. 地名+產品名 例: 市田柿 (長野県飯田市地方産の干し柿)
 2. 要件: その產品が永年(原則として25年以上)生産されていること。但し周知性獲得は不要
- ・登録請求人: その製品の生産・加工業者の団体(個人名義は不可、但し法人格は不要)
複数団体による共同請求、追加請求も可能
- ・登録請求先: 農林水産大臣

・登録手続

1. 明細書に名称、生産地、特性、生産方法、産地との関係、伝統性などを記載して請求する。
2. 農水省は方式審査の上でウェブサイト上に公示する。
3. 公示日から3ヶ月以内に第三者は意見書を提出することが可能。
4. 意見書提出期間経過後、明細書や意見書の内容につき学識経験者や利害関係人に意見を聴取。
5. 問題なければ登録され、その旨が農水省のウェブサイト上に公示されて登録手続を完了し、登録者は登録された表示と登録標章(GIマーク)を使用することが認められる。
6. 登録料: 1件あたり9万円 出願料は不要

・存続期間

なし。登録が抹消されない限りは存続し更新手続は不要。

・権利維持

登録された地理的表示やGIマークの不正表示(登録時の明細書に記載された生産方法等に合致しない品質の產品につき登録者がその表示やマークを表示する場合も含む)は行政(農水省)が自発的に取り締まり、登録者が追及する必要はない。また農水省は名称が登録された產品が、登録時に提出された明細書に記載された要件を満たしているかどうかについても監督する(=品質の維持→消費者保護)。不正表示に対しては罰金刑、懲役刑(個人の場合)あり。

・地域団体商標制度との相違点

同一人が申請する場合に限り地域団体商標との併存登録が認められるが、地理的表示として登録されると、その表示は地域共有の財産となり独占排他的な使用は出来なくなる。即ち、登録された地理的表示の正当な使用に対して地域団体商標の商標権は及ばなくなる。

以上